

### 埼玉県報

第 102 号 令和 2 年(2020 年) 5 月 1 日 金曜日

#### 目 次

#### 管理規程

- 埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程(下水道管理課)

#### 告示

- 埼玉県社会福祉総合センターの使用料徴収事務委託(社会福祉課)
- Q 県立社会福祉施設使用料及び手数料徴収事務委託(社会福祉課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 増林土地改良区の役員退任届(春日部農林振興センター)
- 中島用悪水路土地改良区の役員退任届(春日部農林振興センター)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 人身安全関連事案管理システム構築業務委託に関する入札公告(会計課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)

## 管 理 規 程

# 埼玉県病院事業管理規程第七号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次 のように定める。

令和二年五月一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

玉県病院局職員就業規程 (平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号)  $\mathcal{O}$ \_ 部

を次のように改正する。

加える。 項に規定する新型コロナウイ フ ル 附則第二項中 エンザ 等 対策特別措置法 「業務」 の 下 -に「並び ルス感染症に関する対策をいう。 (平成二十四年法律第三十一 に新 型 コ 口 ナ ウイ ル 号) ス感染症対策 附則第一条の二第一 に関する業務」を (新型イ

附則

この規程は、公布の日から施行する。

## 管 理 規 程

# 埼玉県流域下水道事業管理規程第五号

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次 のように定める。

令和二年五月一日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員就業規程(平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二

号)の一部を次のように改正する。

加える。 フル 項に規定する新型コロナウイルス感染症に関する対策をいう。) 附則第二項中 エンザ等 対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一 「業務」 の下に「並びに新 型コ 口 ナ ウイ ル 号) ス感染症対策 附則第一条の二第一 に関する業務」を (新型イ

) | III

この規程は、公布の日から施行する。

# 埼玉県告示第四百七十六号

り、 同表の下欄に掲げる期間委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定によ 次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、

令和二年五月一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

		1	祉総合センタ	埼玉県社会福	施設の名称
	会長 山口 宏樹	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会	六十五号	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番	受託者の住所、名称及び代表者氏名
まで	月三十一日	令和三年三	月一日から	令和二年四	委託期間

# 埼玉県告示第四百七十七号

り、 げる者に、同表下欄に掲げる期間委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定によ 次の表の上欄に掲げる施設の使用料及び手数料の徴収事務を、 同表の中欄に掲

令和二年五月一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

設備	ター及び同施設の附属	埼玉県障害者交流セン	障害者歯科診療所	埼玉県立そうか光生園	障害者歯科診療所	埼玉県立あさか向陽園	歯科診療所	埼玉県立皆光園障害者	埼玉県立嵐山郷	施設等の名称
						理事長 谷澤 正行	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団	番地	埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八	受託者の住所、名称及び代表者氏名
					まで	三十一日	令和三年三月	一目から	令和二年四月	委託期間

# 埼玉県告示第四百七十八号

公告 出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等 2 いて、 同条第三項に を次の (平成十年法律第 とお お り 縦覧 1 て準 に 九 供 用する同 +す \_ る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ り

令和二年五月一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール春日部

埼玉県春日部市大字下柳字森田四百二十番地の一外

## ロ変更の概要

大規 模 小売店: 舗 に お 1 て 小 売業を行う 者  $\mathcal{O}$ 氏 名 又 は 名称及び住所並 び に 人

にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテ ル 株 式 会社 表取 締 役 尚 崎 双

葉県千葉市 美浜 区中瀬 丁 自五 番地 外 計九 + 七 者

(変 更後) 1 才 ンリテー ル 株 式会社 代 . 表 取 締役 井手武 美

千 葉県千葉市美浜区中瀬 丁目五番地 外計九十二者

## ハ 変更年月日

令和二年二月二十九日外

## ニ 届出年月日

令和二年四月二十日

### 二 縦覧期間

令和二年五月一日から令和二年九月一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規 模小売店 舗 77 地 法第 八 条第二項の 規定に ょ り、 当該大規模小売店舗  $\mathcal{O}$ 周 辺

 $\mathcal{O}$ 地域  $\mathcal{O}$ 生活 1環境の 保 持  $\mathcal{O}$ た 8 配慮すべ き事 項 12 9 V て意見を有する者は 県

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

令和二年五月一日から令和二年九月一日まで

## 意見書提出先

口

# 埼玉県告示第四百七十九号

あった。 増林土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出が土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、

令和二年五月一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

氏名

住

所

監事

職 名

須賀 一男 埼玉県越谷市大字増林二千六百八十二番地

# 埼玉県告示第四百八十号

り届出があった。 中島用悪水路土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとお 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、

令和二年五月一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

氏名

住

所

職 名

理 事

髙 茂孝 埼玉県幸手市大字惣新田二千八百四十八番地

監事 畄 安 同 同 同 同 二千九百九十二番地一

# 埼玉県告示第四百八十一号

で、 十四条第三項の規定により公示する。 た旨測量計画機関である上尾市大谷北部第四土地区画整理組合から通知を受けたの 令和二年埼玉県告示第九号で公示した公共測量は、令和二年三月二十七日終了し 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第

令和二年五月一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

# 埼玉県告示第四百八十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

令和二年五月一日一般競争入札に付する。

埼玉県知事 大 野 元 裕

#### 1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

人身安全関連事案管理システム構築業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日(水)まで

(4) 履行場所

埼玉県警察本部生活安全部人身安全対策課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は 持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

#### 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成30年埼玉県告示第857号) 又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(令和2年埼玉県告示第277号) に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部 総務部財務局会計課調度係 平野 電話048-832-0110 内線2242

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部 生活安全部人身安全対策課ストーカー・DV管理係 電話048-832-0110 内線 3424

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年6月11日(木)午前9時50 分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年6月10日(水)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年6月11日(木)午前9時 30分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和2年6月11日(木)午前10時

- 4 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100分の10以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 次のいずれかの方法で令和2年6月3日(水)午後3時までに提出し、競争入 札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出 した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

#### (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する(調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を 行った者を落札者とするか否かを決定する。)。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉

県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和2年5月7日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

#### (10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者 に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A set of Service of Personal safety incident System Construction.
- (2) Time-limit for tender: By the electronic tender system; 9:50 a.m. June 11, 2020 By mail; 5:00 p.m. June 10, 2020 In person; 9:30 a.m. June 11, 2020
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2242

## 埼玉県教委告示第十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和二年五月一日

埼 玉県教育委員会教育長 髙 田 直 芳

日時

令和二年五月十二日 午前十時

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

口

埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会委員の任命について

その他